

平成17年 2 月 22 日

各 位

三菱信託銀行株式会社

偽造キャッシュカード被害の補償について

三菱信託銀行株式会社（取締役社長 上原 治也）は、偽造キャッシュカード被害の補償につきまして、当社の一定の社内基準に基づきお客さまの責に帰すべき事由がないと判断した場合、偽造キャッシュカード被害に遭われたお客さまに対して、補償を実施させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

当社では、偽造キャッシュカード対策の一環として、平成 16 年 12 月に A T M のお引き出し限度額を 500 万円から 200 万円に引下げさせていただいたほか、平成 17 年 7 月までに A T M における 1 日あたりのお引き出し限度額を、お客さまのご希望に応じて個別に設定できるようにするなど、今後も偽造キャッシュカード対策に積極的に取り組んでまいります。

以 上

< 照会先 >

三菱信託銀行株式会社 経営企画部広報室 竹尾（03-6214-6044）